

十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例

平成30年2月28日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定による廃棄物の適正処理をするため、ごみ処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 ごみ処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 くりりんセンター

位置 帯広市西24条北4丁目1番地5

(定義)

第3条 この条例における用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 次号に規定する関係市町村で排出した家庭系廃棄物、事業系一般廃棄物及びあわせ産業廃棄物をいう。
- (2) 関係市町村 十勝圏複合事務組合同規約第3条の表中「(6) ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務」を共同処理する市町村をいう。
- (3) 家庭系廃棄物 法第2条第2項の規定による一般廃棄物のうち家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (4) 事業系一般廃棄物 法第2条第4項の規定による産業廃棄物以外の事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (5) あわせ産業廃棄物 法第11条第2項の規定による産業廃棄物のうち組合長が定める廃棄物をいう。

(廃棄物を搬入できる者)

第4条 ごみ処理施設に廃棄物を搬入できる者は、関係市町村の直営又は委託により廃棄物の収集運搬をする者及び関係市町村長の許可を受けて業とする者並びに関係市町村で生じた廃棄物を自ら搬入する者とする。

2 前項に定める者のほか、関係市町村以外の町村の長から廃棄物の搬入の申出があった場合において、特に組合長が認めた者（以下「特別搬入者」という。）は、当該廃棄物を搬入することができるものとする。

3 前項の処理に要する経費は、特別搬入者に係る町村の負担とする。

(搬入者の協力義務)

第5条 前条第1項に定める者及び特別搬入者（以下「搬入者等」という。）は、ごみ処理施設のリサイクル機能を十分発揮できるよう廃棄物の適正処理及びリサイクルの促進等に協力しなければならない。

(事前協議事項)

第6条 関係市町村長は、廃棄物の中間処理業を許可しようとするときは、組合長と事前に協議しなければならない。

(処理できるあわせ産業廃棄物の範囲)

第7条 ごみ処理施設が処理することができるあわせ産業廃棄物は、組合長が別に定めるものとする。

(処理除外物)

第8条 次の各号に掲げるものは、ごみ処理施設が行う処理の対象とはしない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発生する物
- (5) 特別管理一般廃棄物（当面の間、水銀使用製品を除く）
- (6) 処理施設の機能を損なうおそれのある物
- (7) 前各号に定めるもののほか、組合長が特に指定するもの

(停止処分)

第9条 組合長は、搬入者等が法又はこの条例若しくは組合が定める諸規定に違反したときは、廃棄物の搬入を停止することができる。

(損害賠償)

第10条 搬入者等が施設に損害を与えたときは、組合長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例（平成8年十勝環境複合事務組合条例第1号）の規定によってした廃棄物の処理に関するそれぞれの規定については、この条例の施行後もなおその効力を有する。